

治安維持法の歴史

シリーズ

治安維持法一〇〇年を前にシリーズ完結！

帝国主義戦争の遂行に必須の思想弾圧のための法律Ⅱ治安維持法。

天下の悪法が日本国内のみならず、植民地台湾・朝鮮、傀儡国家「満洲国」において展開したさまざまな暴力性を膨大な資料を駆使して明らかにする。

合法的に人々の思想を裁き、その肉体をもためらいなく死に追いやった治安維持法の実体に迫る決定版！

国家による法の暴力は現代日本そして世界と無関係かを問いかける！



全6巻

著 萩野富士夫
推薦 青木理

六花出版

〔満洲国〕の「法の大暴風」は、日本国内および朝鮮・台湾で治安維持法が有した暴力性をはるかにしのぐものといえる。これに匹敵するのは、一九〇〇年前後の台湾において猛威を振るった匪徒刑罰令のみであろう（拙著「台湾の治安維持法」参照）。それから三〇年以上を経過して近代的法治国家という体裁で糊塗した「満洲国」は、「法の暴力」を發揮させるがための治安機構・治安法制の整備嚴重化を急ピッチで進め、全面的に機能させることに汲々とした。

粗い概観にとどまったものの、このような「満洲国」治安体制を視野に入れない治安維持法論はありえないと断言しうる。それは能勢克男のいう治安維持法の「いわれいんねんの、いちぶしじゅう」のなかでもっとも重要な位置を占めることになる。

憲兵や警察による反満抗日運動に対する弾圧が、朝鮮・台湾の場合と同じく、民族的偏見と日本「国体」への絶対的な崇拜のために苛酷・残虐を極めることになったことはまだ想像しうる。しかし、検察官や審判官による司法処分の峻烈さには言葉を失う。それは朝鮮・台湾の検察官・裁判官にも共通することはいえ、質的苛烈さや件数の膨大さにおいて「満洲国」の場合には突出しているといつてよい。

……「満洲国」の治安維持法「あとがき」より

治安維持法によって
市民はどう裁かれたのか

I 治安維持法の「現場」

治安維持法事件はどう裁かれたか



- I 検挙・取調——特高警察
 - 一 内偵捜査
 - 二 検挙
 - 三 取調
 - 四 送致
 - 五 功績の顕彰
- II 起訴——思想検察
 - 一 特高警察への指導・指揮
 - 二 思想検察の立ち位置
 - 三 取調
 - 四 起訴
 - 五 諭告・求刑
- III 予審——裁判所 I
 - 一 予審訊問
 - 二 予審の諸問題
 - 三 予審終結決定
- IV 公判——裁判所 II
 - 一 公判の進行経過
 - 二 判決全般の特性
 - 三 公判の諸問題
 - 四 公判における弁護活動
- V 行刑・保護観察・予防拘禁
 - 一 行刑
 - 二 保護観察
 - 三 予防拘禁
- VI 治安維持法体制の終焉



天下の悪法・治安維持法はいかにして
成立し、都合良く改変されたのか

II 治安維持法 その成立と「改正」史

- I 過激社会運動取締法案とその前・後史
 - 一 治安立法の前史
 - 二 過激社会運動取締法案の起草から廃案まで
 - 三 過激社会運動取締法案廃案後の治安立法
 - 四 治安維持令
- II 治安維持法の成立と運用
 - 一 治安維持法案の立案へ
 - 二 治安維持法の成立の決定
 - 三 治安維持法成立のタイミング
 - 四 治安維持法の運用
 - 五 治安維持法の運用へ
- III 治安維持法「改正」と運用
 - 一 一三・一五事件
 - 二 治安維持法「改正」へ
 - 三 緊急勅令による「改正」成立
 - 四 緊急勅令の承諾
 - 五 「改正」後一九三〇年代前半の治安維持法の運用
 - 六 軍法会議における治安維持法運用
- IV 治安維持法再「改正」の頓挫とその後の運用
 - 一 治安維持法の再「改正」へ
 - 二 廃案となった一九三四年の治安維持法「改正」案
 - 三 またも廃案となる一九三五年の治安維持法「改正」案
 - 四 一九三〇年代後半の治安維持法運用の膨張
- V 思想犯保護観察法と運用
 - 一 思想犯保護観察法の背景
 - 二 思想犯保護観察法の成立
 - 三 思想犯保護観察法の運用
- VI 新治安維持法と運用
 - 一 新治安維持法の成立
 - 二 新治安維持法の概要
 - 三 新治安維持法「罪」の運用
 - 四 新治安維持法「刑事手続」の運用
 - 五 新治安維持法「予防拘禁」の運用
- VII 治安維持法の廃止
 - 一 敗戦後の治安維持法の存続
 - 二 治安維持法の「廃止」
 - 三 治安維持法廃止後の治安体制



悪法のさらに上を行く
植民地での治安維持法

III 朝鮮の治安維持法の「現場」

治安維持法事件はどう裁かれたか



- I 検挙・取調——高等警察
 - 一 高等警察の拡充
 - 二 内偵捜査から検挙へ
 - 三 取調
 - 四 拷問
 - 五 送致
- II 起訴——思想検察
 - 一 思想犯処理の中核として
 - 二 取調
 - 三 起訴処分
- III 予審——法院 I
 - 一 思想係予審判事
 - 二 取調
 - 三 予審終結決定
- IV 公判——法院 II
 - 一 公判の訊問と陳述
 - 二 判決全般の特性
 - 三 公判における弁護活動
- V 行刑・保護観察・予防拘禁
 - 一 行刑
 - 二 保護観察
 - 三 予防拘禁



日本国内よりも過酷だった
朝鮮の治安維持法

IV 朝鮮の治安維持法 運用の通史

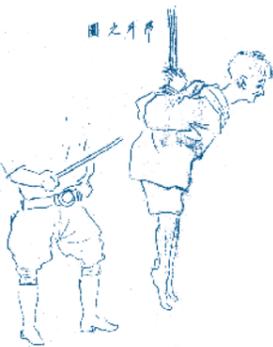
- I 治安維持法運用の開始——一九二五～二七年
 - 一 朝鮮における治安維持法前史
 - 二 朝鮮における運用の開始
 - 三 「満洲・間島」における初期の運用
- II 全開する治安維持法——一九二八～三四年
 - 一 全開期の概観
 - 二 民族独立運動への本格的運用
 - 三 朝鮮共産党崩壊に至る治安維持法の適用
 - 四 共産主義運動への集中的運用——一九三〇年代前半
- III 拡張する治安維持法——一九三五～四〇年
 - 一 拡張期の概観
 - 二 共産主義運動への追撃的適用
 - 三 再燃する民族主義への適用
 - 四 宗教団体への先制的適用
- IV 暴走する治安維持法——一九四一～四五年
 - 一 暴走期の概観
 - 二 民族主義運動・意識の最終的めぐり出し
 - 三 共産主義運動・意識の最終的めぐり出し
 - 四 宗教事犯への本格的適用
 - 五 保安法・朝鮮臨時保安令・不敬罪・陸海軍刑法などの積極的活用



植民地化に抵抗する台湾の人々を時に
死をもって徹底的に弾圧した「法の暴力」

V 台湾の治安維持法

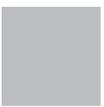
- I 匪徒刑罰令の猛威——一九二〇年代～一九三〇年代
 - 一 匪徒刑罰令の制定と運用
 - 二 一九一〇年前後の「匪徒事件」の司法処断
- II 治安維持法の運用開始——一九二〇年代
 - 一 治安警察法の施行
 - 二 治安維持法の施行
 - 三 治安維持法の初期の運用
 - 四 治安維持法以外の治安法令活用
 - 五 抑圧取締機構の確立
- III 治安維持法運用の全開——一九三〇～三七年
 - 一 全開期の概観
 - 二 共産主義運動への発動
 - 三 民族独立運動への適用
 - 四 治安維持法以外の法令活用
 - 五 抑圧取締機構の拡充
- IV 戦時体制下の治安維持法——一九三八～四五年
 - 一 戦時下の治安厳重化
 - 二 新治安維持法による民族独立運動への追撃
 - 三 治安維持法以外の法令活用



植民地をもしのごく傀儡国家
「満洲国」での「法の暴風」

VI 「満洲国」の治安維持法

- I 関東庁・関東局の治安維持法の運用——一九二五～一九四五年
 - 一 関東庁・関東局の高等警察・思想検察
 - 二 関東庁・関東局の治安維持法の運用
- II 在外務省警察の治安維持法の運用——一九二五～一九三七年
 - 一 電拳団事件から間島共産党事件まで
 - 二 在間島外務省警察の治安維持法の運用
- III 暫行懲治叛徒法・暫行懲治盗匪法の制定——一九三二～一九三五年
 - 一 「満洲国」治安体制の概観
 - 二 暫行懲治叛徒法・暫行懲治盗匪法の制定と一九三〇年代前半の運用
- IV 暫行懲治叛徒法運用の全開——一九三六～一九四〇年
 - 一 思想的討伐の本格化
 - 二 「満洲国」思想司法体制の確立
 - 三 一九三〇年代後半の暫行懲治叛徒法の運用
- V 「満洲国」治安維持法の猛威——一九四一～一九四五年
 - 一 治安維持法の制定へ
 - 二 関東憲兵隊主導の最終的弾圧態勢
 - 三 「満洲国」治安維持法の運用
 - 四 西南地区肅正工作と特別治安庭の活用
 - 五 在満日系共産主義運動の弾圧
- VI 治安体制のなかの行刑・矯正輔導——一九三四～一九四五年
 - 一 「王道行刑」の実態
 - 二 矯正輔導への拡充
- VII 「満洲国」治安体制の崩壊——一九四五年



推薦します

青木 理 (ジャーナリスト)

一九九九年に刊行された荻野富士夫さんの『戦後治安体制の確立』は、直後に私が『日本の公安警察』を著す際に最も参考にしたテキストだった。つまり、荻野さんの地道な探索と研究がなければ、「戦後治安体制」の中核たる公安警察の内実を取材した私はその淵源まで俯瞰することはできなかった。だから荻野さんは私にとって大切な研究者であり、知識人であり、かけがえのない先達でもある。

その荻野さんが新たに本シリーズを完結させ、第一作の冒頭で想いを次のように記している。すなわち、稀代の悪法たる治安維持法が暴威を振るった戦前戦中と現在の治安体制強化の動きには共通点が多く、その行き着く先を知るには治安維持法の「いわれいんねんの、いちぶしじゅう」を考察しぬく必要があるのだ、と。

まったく同感であり、同時に少々奇妙ではないか、とも感じる。治安体制の趨勢はまさに私たちの生命や自由、生活に直結する重要テーマだというのに、戦前戦中から現在に至るまでの変遷と共通点を串刺しにして探究する研究者、知識人は荻野さんのほかに見当たらない。

そう考えるとまことに心細いが、しかし、だからこそ本シリーズの意義は限りなく重く、旧植民地や傀儡国家におけるその実態までも総覧した荻野さんの仕事は、「新しい戦前」とも称される現在に生きる私たちの財産であり、羅針盤にもなるだろう。

(あおき・おさむ)

治安維持法の歴史

シリーズ

全6巻

I 治安維持法の「現場」

治安維持法事件はどう裁かれたか
ISBN978-4-86617-134-0

II 治安維持法

その成立と「改正」史
ISBN978-4-86617-167-8

III 朝鮮の治安維持法の「現場」

治安維持法事件はどう裁かれたか
ISBN978-4-86617-165-4

IV 朝鮮の治安維持法

運用の通史
ISBN978-4-86617-159-3

V 台湾の治安維持法

ISBN978-4-86617-169-2

VI 「満洲国」の治安維持法

ISBN978-4-86617-192-0

荻野富士夫 (おぎの・ふじお)

小樽商科大学名誉教授

一九五三年 埼玉原生まれ

主要著書

『特高警察体制史——社会運動抑圧取締の構造と実態』せきた書房、一九八四年／増補新装版 明誠書林、二〇二〇年／『戦後治安体制の確立』岩波書店、一九九九年／『思想検事』(岩波新書)二〇〇〇年／『特高警察』(岩波新書)二〇二二年／『よみがえる戦時体制』(集英社新書)二〇一八年



六花出版

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-28 電話 03-3293-8787 FAX 03-3293-8788 <https://rikka-press.jp>

2023・10